

一般社団法人 徒手医療協会 会員規約

総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人徒手医療協会と称する。

(目的)

第2条 当協会は、医療と福祉を中心に、広く国民の健康の増進に寄与する技術者の質的向上を通じて国民の心身の健康に資すること目的とし、医療、福祉、教育、スポーツ、健康運動指導に従事する者並びにそれらの研究者に対して、徒手医学の普及、啓発、振興に関する活動及びその技術の発展、促進に関する活動を行う。

(事業)

第3条 当協会は目的を遂行すべく、以下の事業を行う。

- 1 各種情報提供サービス事業
- 2 研修会、講習会、セミナー、各種イベントの企画、立案、実施、運営及び各種業務の受託事業
- 3 徒手医学に関する調査、研究事業
- 4 刊行物の発行及び出版事業並びに書籍、雑誌等の販売、卸及び輸出入事業
- 5 インターネットウェブコンテンツの企画、運営及び保守管理事業
- 6 前各号に附帯又は関連する一切の事業

会員

(入会及び会員区分)

第4条 当法人の会員は、当協会の目的及び趣旨に賛同し、規約に同意し、所定の手続きを経て入会を認められた個人または団体とする。

1 会員は2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(1) Qualitative Progress会員(クオリティープログレスメンバー以下QPM) 職業人としての質的向上を目的に当協会が開催する研修会、セミナー等に参加するため入会した個人又は団体

(2) 正会員 当協会の目的に賛同して入会し、理事の推薦を受け、総会にて承認を受けた者。

2 当法人の会員となるには、当法人が別に定めるところにより当法人の代表理事に申し込み、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第5条 会員は総会の別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 1 入会金1万円 年会費1万円

- 2 納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。
- 3 入会金および年会費の支払に生じる手数料に関しては会員の負担とする。
- 4 正会員から役員を務める者に関しては、在任中の年会費は免除される。

(会員特典)

第6条 会員は以下の特典を有する

- (1) 会員価格でのセミナー参加
- (2) 会員限定セミナーへの参加
- (3) 臨床実習への参加

(資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

この時、当協会に対する未納金がある場合は、直ちに支払を完了しなくてはならない。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は法人にあつては解散したとき
- (4) 会費の納入が継続して半年以上されなかったとき
- (5) 除名されたとき

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員の総数の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。

- (1) 本会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 在籍しているが、長期にわたり勉強会への参加が認められないとき

規約の変更及び追加

第9条 本規約は必要と判断される事項について、理事会での議決を経て随時変更及び追加するものとする。

変更及び追加された項目について、その都度会員への告知は行わないものとし、入会に際して会員は、常に最新の規約が適応されることを予め承するものとする。

この会則は、2012年7月1日より施行する。

以上

制定 2012年年4月17日

施行 2012年7月1日